



始



作法教授要項

2638-50

作法教授要項

目次

- | | |
|--------------------|---------------|
| 第一章 居常ノ心得 | 第二章 姿勢及進退 |
| 第一節 姿勢 | 第二節 步行及廻旋 |
| 第三節 着椅・離椅並着座・起座 | 第四節 建具等ノ開閉・出入 |
| 第三章 敬禮 | |
| 第一節 敬禮ノ心得 | |
| 第二節 最敬禮 | |
| 第三節 敬禮ノ心得 | |
| 第四節 行幸啓拜觀ノ場合ノ敬禮心得 | |
| 第五節 通過・行進及教室內ノ敬禮心得 | |
| 第六節 着帽シタル場合ノ敬禮心得 | |
| 第四章 服裝 | |
| 第一節 脊裝ノ心得 | |
| 第二節 禮服 | |
| 第五章 授受進撤 | |
| 第一節 授受進撤ノ心得 | |
| 第三節 用具 | |
| 第二節 茶菓 | |
| 第四節 文書 | |



第六章 招待及應招	第一節 招待ノ心得	第二節 應招ノ心得
第七章 食事及饗應	第一節 食事ノ心得	第二節 日本食及其ノ饗應
第八章 言語應對	第一節 稱呼及敬語	第二節 應對ノ心得
第九章 訪問ノ心得	第一節 通信ノ心得	第二節 交通ノ心得
第十章 祝賀・告送別・慰問・弔問等ノ心得	第一節 通信ノ心得	
第十一章 接遇ノ心得	第十六章 祝祭日ノ心得	
第十二章 紹介ノ心得	第十七章 家例及禁忌	
第十三章 贈答ノ心得		
第十四章 集會ノ心得		
第十五章 通信及交通		



作法教授要項	
第一章 居常ノ心得	
第一節 姿勢	第二節 交通ノ心得
第一章 一次姿勢及進退	第二章 二次姿勢及進退
第一節 姿勢	第二節 交通ノ心得
一直立姿勢	第二節 交通ノ心得
一 直立姿勢	第一節 交通ノ心得
兩足ノ踵ヲ接シ足尖ヲ凡ツ六十度ニ開キ上體ヲ真直ニ保チ下腹部ニ稍力ヲ入ル、ヤウニシ兩手ハ自然ニ垂レ口ヲ閉チ眼ハ前方ヲ正視スヘシ	第二節 交通ノ心得
二 着椅ノ姿勢	第一節 交通ノ心得
兩足ノ踵ヲ接シ足尖ヲ凡ツ六十度ニ開キ上體ヲ真直ニ保チ下腹部ニ稍力ヲ入ル、ヤウニシ兩手ハ自然ニ垂レ口ヲ閉チ眼ハ前方ヲ正視スヘシ	第二節 交通ノ心得
三 着椅ノ姿勢	第一節 交通ノ心得
兩足ノ踵ヲ接シ足尖ヲ凡ツ六十度ニ開キ上體ヲ真直ニ保チ下腹部ニ稍力ヲ入ル、ヤウニシ兩手ハ自然ニ垂レ口ヲ閉チ眼ハ前方ヲ正視スヘシ	第二節 交通ノ心得
四 着椅ノ姿勢	第一節 交通ノ心得
兩足ノ踵ヲ接シ足尖ヲ凡ツ六十度ニ開キ上體ヲ真直ニ保チ下腹部ニ稍力ヲ入ル、ヤウニシ兩手ハ自然ニ垂レ口ヲ閉チ眼ハ前方ヲ正視スヘシ	第二節 交通ノ心得
五 衣服・履物其ノ他身邊ノ物品ハ常ニ其ノ整頓ニ注意スヘシ	第一節 交通ノ心得
六 自己ノ服装・風采等ノ尚フカ如キコトアルヘカラス	第二節 交通ノ心得
七 外出セントスルトキハ豫メ行先・歸宅ノ時刻等ヲ告ゲテ父母又ハ上長ニ挨拶スヘシ	第一節 交通ノ心得
八 外出・歸宅際ニハ父母又ハ上長ニ許可ヲ受クヘシ	第二節 交通ノ心得
九 臨見・立聞・耳語等ヲ爲スヘカラス	第一節 交通ノ心得
十 瞳見・立聞・耳語等ヲ爲スヘカラス	第二節 交通ノ心得

四

成ルヘク深ク腰ヲ掛ケ足ヲ正シク床上ニ揃ヘ上體及下腹部ハ直立ノ姿勢ニ於ケル如クシ兩手ハ膝ノ上ニ置キ若クハ輕ク之ヲ組ミ口ヲ閉チ眼ハ前方ヲ正視スヘシ

三 正座ノ姿勢

兩足ノ拇指ヲ少シク重ネテ坐シ上體ヲ真直ニシ下腹部ニ稍々力ヲ入ル、ヤウニシテ兩手ハ膝ノ上ニ置キ若クハ輕ク之ヲ組ミ口ヲ閉チ眼ハ前方ヲ正視スヘシ

第二節 歩行及廻旋

一 步行ノ際ハ姿勢ヲ正シシ步調ヲ整フヘシ

二 室内ハ勿論廊下・階段等ニ於テモ静ニ歩ムヘシ靴ノ儘ナルトキハ爪先ニ稍力ヲ入レ音ノセサルヤウニ注意スヘシ

三 室内ヲ歩行スルトキハ敷居ヲ踏ミ又ハ物ヲ跨キ越エ若クハ器物等ニ賊カサルヤウニ注意スヘシ

四 道路ハ通常左側ヲ歩ムヘシ但シ軍隊ニ逢ヒタルトキハ右側ニ避クヘシ

五 尊長ト同行スルトキハ少シク後レテ隨行スルヲ禮トス隨行ノ際溢ニ他人ト談話等ヲ爲スヘカラス

六 老人・幼者・婦人等ニ逢ヒタルトキハ道ヲ譲リ又同行ノ際ハ成ルヘク之ヲ保護スルヤウニ注意スヘシ

注 意

道路歩行中慎ムヘキコト左ノ如シ

イ 杖ヲ振出シ又ハ履物ヲ引摺ルコト

ロ 人道・車道ノ別ヲ素スコト

ハ 街路ニ佇立シテ他人ノ通行ヲ妨クルコト

(=) 街路ニ於テ放歌シ口笛ヲ吹キ其ノ他喧騒ニ涉ルコト

(ホ) 濫ニ街路ニ痰唾ヲ吐キ又ハ紙屑等ヲ棄ツルコト
(ヘ) 通行人ヲ凝視シ若クハ其ノ容貌服装ヲ批評スルコト
(ト) 歩行中食物ヲ口ニスルコト

七 回旋セントスルトキハ先づ向ハントスル方ノ足ヲ斜ニ後ニ引クト共ニ其ノ方ニ徐ニ廻ルヘシ

八 回旋スルニハ上座ニ向ヒテ廻ルヲ通例トス

第二節 着椅・離椅並着座・起座

一 椅子ニ着クニハ先ツ其ノ左側(左方上座ナルトキハ右側)ニ於テ兩足ヲ整ヘテ敬禮シ右手(又ハ左手)ヲ椅子ニ掛ケ左足(又ハ右足)ヨリ進ミテ着椅ノ姿勢ヲ取ルベシ

人ト相對シテ着椅スル場合ハ足ヲ組マサルヲ禮トス

二 椅子ヲ離ル、ニハ先ツ其ノ前ニ立チ右手(又ハ左手)ヲ椅子ニ掛ケ左足(又ハ右足)ヨリ斜ニ椅子ノ左側(又

ハ右側)ニ退キ敬禮スヘシ

三 座ニ着クニハ兩足ヲ揃ヘテ兩手ヲ膝ニ添ヘ左足ヲ少シク引キ先ツ左膝ヲ突キ次ニ右膝ヲ突クト共ニ兩膝ヲ揃ヘテ坐スヘシ

四 座ヲ起ツニハ兩手ヲ膝ニ置キ先ツ兩足ヲ爪立テ右膝ヲ少シク立テ上體ヲ屈セサルヤウニ徐ニ立上ルヘシ

第一節 建具等ノ開閉・出入

一 他人ノ室ニ入ラントスルトキ日本室ノ場合ニハ先ツ許可ヲ受クヘタ西洋室ノ場合ニハ先ツ輕ク扉ヲ叩キテ應答ヲ俟ツヘシ

二 扉ヲ開閉スルニハ右開ノ場合ハ右ニテ把手ヲ取り之ヲ開クト共ニ旋リナカラ室内ニ入り内側ノ把手ヲ左手

ニ持替ヘ靜ニ正シク閉ツヘシ

左開ノ場合ハ此ノ反對ニ爲スヘシ

三 戸・障子・襖等ヲ右ニ開クニハ右手ヲ引手ニ掛けテ先ツ少シケ開キ次ニ左手ニテ適度ニ押開タヘシ又之ヲ右ニ閉ツルニハ右手ニテ引セ左手ヲ引手ニ掛けテ靜ニ正シク閉ツヘシ

左ニ開閉スル場合ハ此ノ反對ニ爲スヘシ

尊長ノ座敷ニ在ル場合ハ跪キテ之ヲ開閉スヘシ

四 簾等ノ掛リタル所ヲ入ルニハ其ノ一端ヲ前方ニ押出シ出ルニハ手前ニ引クヘシ場合ニ依リテハ兩手ニテ捲上ケ潜リ入りテ靜ニ之ヲ下スヘシ

第三章 敬禮

第一節 敬禮ノ心得

- 一 總テ敬禮ハ恭敬ノ意ヲ表スルコトヲ旨トスヘシ
- 二 懶テ敬禮ハ適當ナル場合ニ於テ之ヲ行フヘシ
- 三 總テ敬禮ヲ受ケタルトキハ必ス答禮ヲ爲スヘキモノトス

第二節 普通禮

- 一 立禮ニ於テハ先ツ直立ノ姿勢ヲ取り先方ノ眼ニ注目シ上體ヲ徐ニ屈スルト共ニ手ハ自然ニ下ケテ其ノ指尖ヲ膝頭ニ近ツカシムルヲ度トス但シ殊更ニ頸ヲ屈スルト膝ヲ折ルトハ共ニ宜シカラス
- 二 坐禮ニ於テハ先ツ正坐ノ姿勢ヲ取り先方ノ眼ニ注目シ兩手ノ指ヲ揃ヘ膝前ニ八字形ニ置キテ指尖ノ間ヲ約二寸トシ徐ニ上體ヲ屈シ頭ハ座面ヨリ凡ソ二三寸ノ所マテ下クルヲ度トス但シ殊更ニ頸ヲ屈スルト腰ヲ

上クルトハ共ニ宜シカラス

第三節 最敬禮

- 一 立禮ニ於テハ先ツ直立ノ姿勢ヲ取り先方ノ眼ニ注目シ上體ヲ徐ニ屈スルト共ニ手ハ自然ニ下ケ其ノ指尖ノ膝頭ニ達スルヲ度トシ凡ソ一呼吸ノ後徐ニ原姿勢ニ復スヘシ但シ殊更ニ頸ヲ屈スルト膝ヲ折ルトハ共ニ宜シカラス

第四節 行幸啓拜觀ノ場合ノ敬禮心得

- 一 坐禮ニ於テハ先ツ普通禮ニ準シ兩手ノ食指ヲ相接セシメ兩肘ヲ膝側ニ近ツケ、徐ニ俯伏シテ額ノ手甲ニ達スルヲ度トシ凡ソ一呼吸ノ後徐ニ原姿勢ニ復スヘシ但シ殊更ニ頸ヲ屈スルト腰ヲ上クルトハ共ニ宜シカラス
- 二 通例行幸啓拜觀スルニハ豫メ帽・引廻シ・合羽等ヲ脱キ傘ヲ疊ミ容儀ヲ整ヘ御車御通過ノ際最敬禮ヲ行フヘシ但シ雨天ノ際ハ雨具ノ儘行フモ差支ナシ
- 三 行幸啓ハ辨越又ハ高キ位置ヨリ拜觀スヘカラス
- 四 行幸啓拜觀ノ際ハ靜肅ヲ旨トシ喧噪亂雜ノ舉動ナク御行列ノ通過ヲ俟チ徐ニ退散スヘキモノトス

備考

行幸啓ノ節學生生徒敬禮方(明治四十三年文部省訓令第十八號)

一 武裝攜銃ノ場合

學校長及職員ハ全隊ノ右翼ニ指揮者ハ各中隊ノ右翼ニ位置シ豫メ劍ヲ銃ニ裝セシメ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車力中隊ノ右翼約十步ニ近ツキタルトキ「捧銃」ノ號令ニテ一齊ニ捧銃ヲナサシメ御車力中隊ノ左翼約十步ヲ過キタルトキ元ノ姿勢ニ復セシム

二 御車カ中隊ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長・職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス
武裝セサル場合(女生徒ヲ含ム)

學校長及職員ハ全列ノ右翼ニ指揮者ハ各組ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ指揮者ノ前ニ達シタルトキ「禮」ノ號令ニテ敬禮セシメ(體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈セシム)徐ニ元ノ姿勢ニ復セシム

御車カ組ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長・職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス

第五節 通過行進及教室内ノ敬禮心得

一 神社・御陵等ノ前ヲ通過スル場合ニハ脱帽シテ敬禮ヲ爲スヘシ

二 人ノ前ヲ過クルトキハ會釋スヘシ

三 尊長ノ前ヲ過クルトキハ少シク體ヲ屈メ凡二三歩手前ニテ斜ニ先方ニ向ヒ場合ニ應シテ立禮又ハ坐禮ヲ爲スヘシ

四 尊長我カ前ヲ過クルトキハ立チ又ハ坐セル儘敬禮ヲ爲スヘシ椅子ニ凭レル場合ハ之ヲ離レテ立禮ヲ爲スヘシ

五 我カ前ヲ過クル人會釋シタルトキハ答禮ヲ爲スヘシ

六 軍旗ニ對スルトキハ脱帽シテ敬禮ヲ爲スヘシ上覆アル場合ニハ之ヲ爲スニ及ハス

七 尊長ニ行進ヒタルトキハ數歩手前ニテ左方ニ避ケ敬禮ヲ爲スヘク知人ニ行進ヒタルトキハ少シク手前ニテ一禮ヲ爲スヘシ

八 途上葬儀行列ニ逢ヒタルトキハ其ノ柩ニ對シ敬意ヲ失ハサルヤウニ注意スヘシ

九 通過及行進ノ禮ヲ行フニ際シ携帶品アルトキハ之ヲ左手ニ持チ若クハ左腕ニ抱フヘシ

一〇 敬禮スヘキ人教室等ニ臨ミタルトキハ教師先ツ敬禮シタル後教師又ハ指揮者ノ令ニテ一齊ニ起立シ敬禮ヲ爲スヘシ

備考

(イ) 教師ハ此ノ際教壇ヲ降ルヲ常例トス

(ロ) 敬禮スヘキ人教室ニ臨ミタルトキハ教師ハ其ノ人ノ身分・氏名等ヲ生徒ニ告タルコトアルヘシ

第六節 着帽シタル場合ノ敬禮心得

一 帽ヲ冠リタルトキノ敬禮ハ右手ニテ脱帽シ其ノ内面ヲ右ノ外股ニ向ケ輕タ之ニ觸ル、程ニシテ行フヘシ

二 尊長途上若クハ廊下等ニ對話スルトキハ必ス脱帽スヘシ

三 但シ先方ヨリ着帽ヲ勧メラレタルトキハ又ハ對話長時ニ涉ルトキハ會釋シテ之ヲ冠ルモ妨ケナシ

附 握手禮

一 西洋人等ニ對シテハ握手禮ヲ行フコトアリ

二 握手禮ヲ行フ場合ニハ右手ヲ出シ先方ノ眼ニ注目シ徐ニ先方ノ右手ヲ執リ約一呼吸ノ間握ルヘシ

三 握手ノ禮ハ尊長・主人・婦人ヨリ先ツ其ノ手ヲ出スヲ待チテ之ヲ行フモノトス

第四章 服裝

第一節 服裝ノ心得

一 服裝ハ質素・清潔ヲ旨トシ分ニ應シタルモノヲ着用スヘシ

二 衣服ハ家ノ内外ヲ問ハス取亂サ、ルヤウニ之ヲ着用スヘシ

三 慶弔・儀式・其ノ他訪問等ノ場合ニハ相當服装ヲ爲スヘシ
四 喪服及喪章ハ一定ノ制限・慣習ニ從ヒ之ヲ着用スヘキモノトス

第二節 禮服

- 一 和服ノ禮裝標準ハ左ノ如シ
 - 上着 冬物ハ黒無地五ツ紋、夏物ハ無地五ツ紋ヲ正式トス但シ冬物ニハ小紋形・更紗形及縞物等ヲ用フルモ妨ナシ
 - 喪服ハ通例淡黃色無紋ノモノヲ用フ
 - 下着 冬物ハ白又ハ鼠色・夏物ハ白無地ヲ正式トス但シ冬物ニハ小紋形・更紗形及縞物等ヲ用フルモ妨ナシ
 - 肌着 肌着
襦袢
角帶ヲ正式トス
 - 袴 福高袴ヲ正式トス
 - 羽織 黒五ツ紋ヲ正式トス
 - 足袋 白

注意

- (イ)袴ハ、前ヲ先ニ著ケ後紐ハ正シク前ニテ結ヒ前後不揃ナラサルヤウニ穿ツヘシ
(ロ)羽織ハ、襟ノ折返シ紐ノ結方ヲ正シクスヘシ
二 洋服ノ禮裝標準ハ左ノ如シ

- | | | |
|----|----------------|---------------|
| 品目 | 禮服(晩餐會・夜會又ハ特種) | 通常服(儀式及普通ノ應應) |
| 服種 | 燕尾服 | フロツクコート |

帽子	シルクハット	高帽	シルクハット(但シ場合ニ依リ黒ノ山高帽)
上衣	シルクハット	高帽	(ヲ之ニ代用スルコトヲ得)
無地黒絨		無地黒絨又ハ紺絨	前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン
チヨツキ	色及地質「コート」ニ同シ	ネル等ヲ用フルモ妨ケナシ	前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン
ズボン	色及地質「コート」「チヨツキ」ニ同シ	目立タサル縞絨ヲ用フ	前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン
シャツ	白(鉢ハ白)	白(鉢適宜)	前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン
カラア	立襟又ハ折襟	立襟又ハ折襟	前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン
ネクタイ	(適宜、但シ白ヲ用ヒス)	(適宜、但シ白ヲ用ヒス)	前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン
手套	麻地白ノ蝶形若クハ一字結	茶色又ハ鼠色ノ革製	前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン
靴	白ノ革製	黒ノ革製	前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン
靴下	黒ノ革製護腿塗	(適宜)	前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン
外套	(適宜)	(適宜)	前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン
	無地絨(形適宜)		前記「コート」ニ同シ但シ夏季ハ白「リン

注意

- (イ)「シャツ」「カラア」ハ、注意シテ共ニ雪白ノモノヲ着用スヘシ其ノ下「シャツ」ヲ現ス等ノコトナカルヘシ
(ロ)手套ハ兩手ニ穿ツカ又ハ右手ノミヲ脱スルモ左手ノ手套ハ之ヲ脱セサルヲ例トス
(ハ)黒靴ハ室ノ内外共ニ磨キタルヲ用フヘク又室内ニ入ルトキハ泥除靴ヲ脱スルヤウニ注意スヘシ

第五章 授受進撤

第一節 授受進撤ノ心得

- 一 物ヲ授受進撤スル際ニハ相當ノ禮ヲ無シ粗忽ナラサルヤウニ注意スヘシ
- 二 物ハ總テ先方ニ向ケ受易キヤウニシテ出スヘシ
- 三 物ヲ進ムルニハ兩手ニテ出スヘク其ノ手輕ノモノハ右手ノミニテ出スモ妨ナシ
- 四 總テ物ヲ撤スルニハ進メタルトキノ作法ニ準シテ之ヲ行フヘキモノトス
- 五 坐禮ニ於ケル進撤ハ着座ノ後之ヲ爲スヘシ
- 六 物ヲ進撤スルニハ正面ヨリスルヲ禮トス但シ卓ニ向ヘル人ニハ場合ニ依リ左側後方ヨリ進メ右側後方ヨリ撤スルコトアルヘシ
- 七 總テ客ニ供フル器具ハ特ニ注意シテ之ヲ清潔ナラシムヘク又飲食物ハ新鮮ナルモノヲ選フヘシ

第二節 茶 菓

- 一 茶ヲ進ムルニハ茶托久ハ茶臺ニ載セ兩手ニテ持出テ程ヨキ所ニ至リテ出スヘシ
- 二 茶ヲ受クルニハ茶臺ノモノハ兩手ニテ茶碗ノミヲ取り茶托ノモノハ先方ノ置クニ任スヘシ但シ場合ニ依リテハ兩手ニテ受クルコトアルヘシ
- 三 茶ハ茶碗ヲ左掌ニ載セ右手ヲ添ヘ靜ニ飲ムヘシ
- 四 茶・紅茶等ヲ進ムルニハ茶碗ヲ受皿ノ上ニ置キ匙ヲ添ヘ兩手ニテ持出テ茶碗ノ把手ヲ客ノ左方ニ向ケテ出スヘシ
- 五 茶・紅茶ハ先ツ之ニ角糖ヲ入レ匙ニテ攪拌シ次ニ匙ヲ皿ニ置キ皿ノ儘茶碗ヲ左掌ニ載セ右手ニテ把手ヲ出スヘシ

第二節 用 具

- 一 座布團ヲ進ムルニハ兩手ニテ持出テ適當ナル位置ヲ見計ラヒ靜ニ先方ノ側ニ置クヘシ
- 二 煙草盆ハ灰吹ヲ客ノ右又ハ右向フニナルヤウニ向ケ兩手ニテ其ノ兩側ヲ持出テ、進ムヘシ
- 三 火鉢ハ兩手ニテ持出テ手掛アルモノハ其ノ手掛ナキ側ヲ先方ニ向ケテ進ムヘシ又椅子ニ着ケル人ニ火鉢ヲ出スニハ相當ノ臺ニ据エ客ノ右側ニ置クヲ例トス
- 四 扇子・團扇ヲ進ムルニハ要又ハ柄ヲ手前ニシ持出テ向直シテ之ヲ出スヘシ
- 五 旋風器ヲ出スニハ車翼(Vane)アル方ヲ前ニシ適宜ノ位置ニ之ヲ据置クヘシ
- 六 烛臺・ランプ等ハ豫メ點火シ兩手ニテ持出ツヘシ
- 七 料紙・硯函ヲ進ムルニハ料紙ヲ硯函ノ上ニ載セ手前ニ向ケテ兩手ニテ持出テ先方ノ前ニ至リテ己ノ前ニ置キ料紙ヲ蓋ト共ニ取り先ツ墨ヲ磨リ硯函ヲ先方ニ向ケテ出シ次ニ料紙ヲモ蓋ト共ニ向直シテ硯函ノ左(先方ヨリ見テ)ニ出スヘシ
- 八 小刀又ハ「ナイフ」等ハ柄ヲ先方ニ向ケテ出スヘシ
- 九 帽ヲ進ムルニハ其ノ内面ヲ下ニシ前部ヲ先方ニ向ケ兩手ニテ縁ヲ持チテ出スヘシ之ヲ受クルニハ右手ニテ取ルヘシ
- 一〇 案・杖等ハ兩手ニテ持チ柄ヲ先方ノ右手ノ方ニ出スヘシ

第四節 文 書

- 一 書翰ヲ進ムルニハ表面ヲ上ニシ手前ニ向ケテ持出テ向直シテ出スヘシ
- 二 書籍ヲ進ムルニハ順序ヲ整ヘ手前ニ向ケ兩手ニテ持チ出テ其ノ冊數少キ場合ハ其ノ儘先方ニ向ケ直シテ出スヘク冊數多キ場合ハ一旦之ヲ己ノ前ニ置キ兩手ニテ取廻シ先方ニ向直シテ出スヘシ
- 三 謄令書・卒書證書等ヲ授クルニハ之ヲ先方ニ向ケ其ノ折リタル場合ニハ右手ニテ、開キタル場合ニハ兩手ニテ其ノ上部ヲ持チテ渡スヘシ
- 四 謄令證・卒業證書等ヲ受クルニハ授クル人ノ前凡ソ三歩ノ處ニテ立止マリテ敬禮シ再進ミテ兩手ニテ取り其ノ儘三歩退キ一見ノ後敬禮シ廻旋シテ退クモノトス

第六章 招待及應招

第一節 招待ノ心得

- 一人ヲ招待シテ饗應セントスルトキハ其ノ趣旨ニ從ヒ分ニ應シテ相當ノ準備ヲ爲シ誠意ヲ以テ客ヲ待遇スヘシ
- 二人ヲ招待セントスルトキハ其ノ事由・日時・場所等ヲ明ニシ凡ソ七日前ニ口頭又ハ書狀ヲ以テ案内スヘシ
- 正客アル場合ニハ其ノ氏名ヲモ通スヘシ
- 三 忌申ノ人ニ對シテハ招待ヲ爲サ、ルモノトス
- 四 客ノ席次ハ正客ハ格別トシ其他ハ身分・年齢等ニ依リテ定ムルヲ例トス
- 五 坐禮ニ於ケル席次ハ床前ヲ第一位、達棚ナトアル方ヲ第二位床脇ヲ第三位主人ノ席ハ之ヲ最下位ニ設クヘキモノトス

注意

- 日本室ノ上座・下座ハ通例床アル方ヲ上座トシ床ナキ場合ハ入口ヨリ遠キ方若クハ正面ノ方ヲ上座トス
- 六 立禮ノ席次ハ食卓ノ長邊ノ一方ノ中央席ヲ主人若クハ主婦ニ、又之ニ對スル席ヲ正客ニ充テ以下主人ノ右方席ヲ第一位、正客ノ右方席ヲ第二位、主人ノ左方席ヲ第三位、正客ノ左方席ヲ第四位トシ以下之ニ準スルヲ普通トス
- 夫妻共ニ列席スル場合ニ於テハ夫妻ハ中央席ニ相對スルモノトシ主人ノ右方席ヲ婦人ノ第一位、主婦ノ右方席ヲ男子ノ第一位トスルヲ例トス

注意

- 西洋室ノ上座・下座ハ通例燐燐飾棚(マントルピース)アル方ヲ上座トシ之ナキ場合ハ入口ヨリ遠キ方、若クハ正面ノ方ヲ上座トス
- 七 客ノ用品若クハ携帶品ハ紛失等ノコトナキヤウ叮嚀ニ整理シ置クヘキモノトス
- 八 人ヲ招待シタル場合ニハ主人ハ勿論其ノ席ニ出入スル者モ亦相當ノ服裝ヲ爲シ且ツ特ニ坐作進退ニ注意スヘキモノトス
- 九 客ノ參着シタルトキ、又退出スルトキハ主人ハ之ヲ玄關等ニ迎送スルヲ禮トス

第二節 應招ノ心得

- 一 招待ヲ受ケタルトキハ速ニ出席ノ有無ヲ答フヘシ
- 二 出席ノ旨ヲ答ヘタル後止ムヲ得サル故障ノ爲ニ出席シ難キトキハ速ニ其ノ旨ヲ通シ深ク之ヲ謝スヘシ
- 三 服裝ハ招待ノ趣旨ニ適スルヤウニ注意スヘシ
- 四 參着ハ定刻前約十分以内ナルヲ宜シトス

- 五 客室ニ入リタルトキハ先着ノ客ニ對シ敬禮ヲ爲スヘシ
六 着席ハ主人ノ指圖ニ從フヘク固辭スルハ宜シカラス其ノ指圖ナキ場合ニ於テ同席者尊長ナルトキハ已ハ下座ニ著クヘシ
七 饗應ノ席ニ於テハ儀容ヲ整へ不快ノ顔色倦怠ノ態度アルヘカラス
八 餐饌了リタルトキハ相當ノ時間ヲ見計ヒテ退出スヘシ己正客ナラサルトキハ正客ノ退出ヲ待ツラ禮トス
九 招待ニ對スル答禮ハ成ルヘク速ニ自ラ往キテ之ヲ述ヘ若クハ禮狀ヲ送ルヘシ

第七章 食事及饗應

第一節 食事ノ心得

- 一 食事中ハ儀容ヲ亂サ、ルヤウニ注意スヘシ
二 食物ハ之ヲ噪急ニ食スルコト無ク口ヲ閉チテ咀嚼スヘシ
三 食器ハ手荒ク取扱フヘカラス
四 食事後ハ食後器中ノ見苦シカラサルヤウニ之ヲ爲スヘシ
五 食事中ハ成ルヘク座ヲ離レサルヤウニ注意スヘシ
- 第二節 日本食及其ノ饗應**
- 一 梠ノ蓋ヲ取ルニハ片手ヲ梠ニ添ヘ他ノ片手ニテ之ヲ取り膳ノ左方ノモノハ左側ニ、右方ノモノハ右側ニ置クヘシ又食事了リタルトキハ蓋ヲ爲シ置クヘシ
二 食事ノ順序ハ先ツ飯ヲ食シ次ニ汁ヲ吸フヘシ其ノ他ハ適宜ニテ可ナリ
三 汁アルモノハ勿論本膳以外ノ食物ハ總テ食器ヲ取上ケテ食スヘシ

- 四 配膳・給仕ハ上座ノ客ヲ先ニスヘシ膳ヲ撤スルトキ亦同シ
五 配膳了リタルトキハ主人ハ客ニ對シテ挨拶ヲ爲スヘシ客ハ場合ニ依リ之ニ對シテ謝辭ヲ述フルコトアルヘシ
六 客ハ挨拶ヲ了リタル後ニ箸ヲ取ルヘシ又同席者アル場合ハ尊長ノ箸ヲ取りタル後ニ之ヲ取ルヘシ
七 臺ニ据エタル杯ヲ受クルニハ先ツ一禮シテ兩手ニテ之ヲ取り酌ヲ受ケ其ノ飲ミ了リタルトキハ杯ヲ臺ニ置クヲ例トス

注 意

尊長ニ對シテ獻杯スルハ禮ニアラス

第三節 西洋食及其ノ饗應

- 一 食堂ニ入りタルトキハ直チニ着椅子ト食卓トノ距離ハ成ルヘク之ヲ接近セシムヘシ
一 着椅子ノ後ハ兩手ヲ輕ク卓上ニ置クヲ宜シトス
三 着椅子シタルトキハ卓上ノ「ナップキン」ヲ取りテ膝上ニ展ヘ食事ノ準備ヲ爲スヘシ
- (イ)「ナップキン」ハ頤下ニ挿ミ若クハ胸部ニ懸クル等ノコトナク目立タサルヤウニ之ヲ用フヘシ
(ロ)「ナップキン」ヲ以テ顎・頭等ヲ拭フヘカラス
- 四 食品ヲ各自ノ前ニ配置セラレタルトキハ便宜食シ始ムルモ差支ナキモノトス
「ナイフ」ハ右手ニ、「フォーク」ハ左手ニ持ツヘシ但シ「ナイフ」ヲ要セサル魚肉・野菜等ハ「フォーク」ノミヲ
右手ニ持チテ食スヘシ
「スプーン」ハ右手ニ持ツヘシ

注意

- (イ)「フォーク」ハ其ノ凹ミタル方ヲ下ニ向ケテ用フヘキモノトス
 (ロ)「ナイフ」ニテ食品ヲ與シ又「フォーク」「スプーン」等ヲ深ク口中ニ入ルヘカラス
 (ハ)「ナイフ」「フォーク」「スプーン」等ヲ使用スル際ハ肘ヲ左右ニ張ラサルヤウ、又音ノセサルヤウニ注意スヘシ
- 六 食事中一時「ナイフ」「フォーク」ヲ措カントスル場合ハ之ヲ八字形ニ皿縁ニ掛け置クヲ通例トス
 七 一皿ノ食品ヲ食了シタルトキハ「ナイフ」「フォーク」ヲ皿ノ上ニ揃ヘ置クヘシ但シ「スープ」等ニ在リテハ「スプーン」ヲ皿ノ上ニ仰向ケ置クヘシ
- 八 多衆ト會食スル際ハ己ノミ特ニ後レサルヤウニ注意スヘシ
- 九 卓上ノ菓子・果物ハ給仕ノ進ムルヲ俟チテ之ヲ取ルヘシ
- 一〇 「スープ」「スプーン」ノ向縁ニテ掬ヒ手前縁ニテ音ノセザルヤウニ吸フヘシ
- 一一 「パン」「ナイフ」ヲ用ヒス指ニテチギリ適宜「バタ」ヲ附ケテ食スルヲ例トス
- 一二 飲應ノ際食堂ノ準備整ヒタルトキハ主人ハ先ツ正客ヲ食堂ニ案内シテ自己ノ席ニ就キ賓客一同ト共ニ著椅スルモノトス
- 一三 杯ヲ舉ケテ主客ノ健康ヲ祝スル場合ニハ主客一同起立シテ之ヲ舉ケ互ニ目禮ノ後乾杯シテ着椅スルモノトス
- 一四 食後「フヒンガー、ガラス」ヲ出サレタルトキハ之ニテ指頭ヲ洗ヒ又便宜唇ヲモ洗フヘシ此ノ際水ニテ嗽キ若タハ之ヲ器中ニ吐出スヘカラス
- 一五 食事了リタルトキハ客ハ主人ニ從ヒテ徐ニ客室若ハ控席ニ移ルモノトス

第八章 言語應對

第一節 稱呼及敬語

- 一 皇室ニ關スル談話ハ必ス敬稱敬語ヲ用フヘシ
- 二 称呼ニハ自他ノ身分ニ相當シ正シクシテ且ツ野卑ナラサルモノヲ用フヘク又人ト談話ヲ交フル場合ニハ相當ノ敬語ヲ用フヘシ
- 三 自稱ハ通常「私」ト稱スヘシ同輩ニ對シテハ「僕」ト稱スルモノ差支ナシ
- 四 對稱ハ通常「貴方」ト稱スヘシ同輩ニ對シテハ「君」ト稱スルモノ差支ナシ
- 五 對話者以外ノ人ニ就キテ語ル場合ハ相當ノ敬稱・敬語ヲ用フヘシ
 但シ自己ノ家族親戚等ニ就キテハ之ヲ用ヒサルモノトス
- 六 官公職・爵・學位等ハ他稱若クハ對稱ノ場合ニ於テハ其ノ人ノ姓ニ此等ノ名ヲ附稱シテ差支ナシト雖モ自稱ニハ之ヲ用ヒサルモノトス
- 七 親任官・其他高貴ノ人ニ對スル對稱ニハ通常其官職名・爵名ニ「閣下」ヲ附稱スルモノトス但シ陸軍部内ニ於テハ將官以上ニ「閣下」、佐官以下ニハ「殿」ヲ附稱スルヲ例トス
- 八 「薨去」「卒去」「死亡」等ノ語ハ一定ノ用例ニ從ヒ注意シテ之ヲ誤用セサルヘシ
- 第二節 應對ノ心得
- 一 人ト應對スルトキハ正シク相對シ溫容ト誠意トヲ旨トシテ成ルヘク明快ニ談話ヲ交フヘシ

二 對話中ハ倦怠・倨傲等ノ態度ナキヤウニ注意スヘシ

三 對話中先方ノ談話ニ對シテハ敬意ヲ表シ其ノ要領ヲ聽誤ルコトナク又己ノミ談話セサルヤウニ注意スヘシ

- 四 言語ハ順序及語調ヲ整ヘテ簡明ニ發表シ早言・冗辯等ニ迷ラサルヤウニ注意シ又餘談等モ場合ノ緩急ニ應シテ斟酌スル所アルヘシ
- 五 普通ノ談話ニ使用スル語辭ハ平易ニシテ且野卑ナラサルモノヲ用フヘク濫ニ新語・古語・漢語・外國語・學術語等ヲ用フルハ宜シカラス
- 六 應對中傍見・書見・中座等ノコトアルヘカラス已ムヲ得サル用務起リタルトキハ其ノ旨ヲ述ヘ若クハ會釋シテ中座スルモ妨ナシ
- 七 應對中屢々時計ヲ觀クカ如キコトアルヘカラス
- 八 應對中咳・嚏等ノ出ツルトキハ下座ニ向ヒテ靜ニ之ヲ爲スヘシ
- 九 多人數相談話セル際安ニ容喙シテ他人ノ談話ヲ妨クヘカラス
- 一〇 對話中徒ニ詆譭詭辯ヲ弄セサルヤウニ注意スヘシ
- 一一 親密ノ間ナリト雖モ疎略若クハ侮蔑ノ語辭ヲ用フルハ宜シカラス
- 一二 自己ノ才學・技藝ハ勿論家ノ權勢等ヲ誇顔ニ語ラサルヤウニ注意スヘシ
- 一三 謙譏・嘲笑等ヲ慎ムヘキハ勿論苟モ人ノ身上ニ關スル談話ハ輕率ニ之ヲ爲サ・ルヤウ注意スヘシ
- 一四 他人ノ面前ニ於テ人ノ過失・短所等ヲ指摘スルハ宜シカラス
- 一五 一時ノ感情ニ驅ラレ爲ニ談話ノ體ヲ亂サ・ルヤウニ注意スヘシ

第九章 訪問ノ心得

一人ヲ訪問スルニハ成ルヘク名刺ヲ持參スヘシ

(イ)名刺ノ紙質及其ノ大サハ身分ニ相應シタルモノナルヘシ

- (ロ)名刺ノ文字ハ讀ミ易キ書體ヲ用フヘシ
- 二 同時ニ數人ヲ訪問スル場合ハ先方ノ人毎ニ名刺ヲ呈スヘク數人ニテ同時ニ訪問スル場合亦各自ノ名刺ヲ呈スヘシ
- 三 知人ノ紹介ナクシテ面識ナキ人ヲ訪問スルハ禮ニアラス
- 四 年若キ男女間ノ訪問ハ濫ニ爲サ・ルヲ禮トス
- 五 濫ニ人ヲ同伴シテ訪問スル等先方ニ迷惑ヲ及ボサ・ルヤウニ注意スヘシ
- 六 訪問ハ急用ノ場合ノ外成ルヘク早朝夜分及食事ノ時刻ヲ避クヘシ
- 七 特ニ面會ヲ要スル訪問ハ成ルヘク先方ノ都合ヲ聞合セタル後ニスヘシ
- 八 人ヲ訪問シタルトキハ取次ノ者ニ對シテ氏名ヲ告ケ又ハ名刺ヲ出シテ簡明ニ來意ヲ述フヘシ
- 九 先方他出セントスル場合又ハ取込事アル場合ニハ急用ノ外ハ面會ヲ求メサルヲ可トス
- 一〇 人ヲ訪問シタルトキハ帽・外套等ヲ携ヘテ客室ニ入ラサルヲ禮トス
- 一一 客室等ニ案内セラレタル際主人未タ其ノ室ニ在ラサルトキハ相當ノ位置ニ着席シテ待ツヘク主人出來リタルトキハ椅子若クハ布團ヲ離レテ敬禮シ更ニ主人ノ進ムルヲ待チテ復座スヘシ

注 意

- (イ)室ニ入りタルトキ座ニ先客アルトキハ其ノ人ニ敬禮ヲ爲スヘシ
- (ロ)同席者尊長ナルトキハ己ハ下座ニ着クヘシ
- 一二 客室等ニ入りタルトキ主人既ニ其ノ室ニ在ルトキハ先ツ主人、次ニ同席者ニ對シテ挨拶ヲ爲シ然ル後主人ノ指圖ニ從テ着席スヘシ
- 主人ト應對中主婦其ノ他家族ノ人其ノ席ニ出來リタルトキハ敬禮ヲ爲スヘシ

- 一三 人ヲ訪問シタル場合ニハ成ルヘク長座セサルヤウニ注意スヘシ
 一四 用事ノ爲メニ訪問シタル場合ハ速ニ其ノ用向ヲ述フヘク又先方繁忙ノ場合ニハ成ルヘク速ニ談話ヲ了ヘテ辭退シ去ルヘシ
 一五 退出ノトキハ挨拶ヲ爲シテ靜ニ立出ツヘシ
 主人ノ見送ハ一應辭退スヘシ他ニ來客アル場合ニハ特ニ然リトス

第十章 祝賀・告送別・慰問・弔問等ノ心得

- 一 祝賀・告送別・慰問及弔問等ニハ成ルヘク自ラ訪問ヲ爲スヘシ
 此等ノ訪問ヲ受ケタルトキハ答禮ノ訪問ヲ爲スヲ禮トス
 訪問ニ代フルニ書狀ヲ以テスル場合ニハ鄭重ニ之ヲ認ムヘシ
 二 新年祝賀ノ訪問ハ成ルヘク七日以内ニ之ヲ爲スヘシ

注 意

- 新年ノ祝賀ハ家人親シク受クルヲ禮トス
 三 親戚・知人ノ家ニ出産・結婚・縁組等ノ慶事アリテ其ノ披露ヲ受ケタルトキハ必ス祝賀ノ訪問ヲ爲シ又ハ祝賀ノ書狀ヲ送ルヲ禮トス
 四 長期ノ旅行又ハ轉住等ノ場合ハ親戚知人・及近隣等ニ對シ告別・歸宅及來住等ノ挨拶ヲ爲スヘシ此等ノ挨拶ヲ受ケタルトキハ速ニ答禮ヲ爲スヘシ
 五 尊長又ハ近親ノ者長期ノ旅行又ハ轉住ノ爲メ出發スル際ニハ停車場波止場ニ見送リ又其ノ來着ノ際ニハ出迎フルヲ禮トス此等ノ送迎ヲ受ケタルトキハ速ニ答禮ヲ爲スヘシ

- 六 病氣見舞ノ際ニハ特ニ談話・舉動等ヲ慎ムヘシ
 病狀ニ仍リテハ強ヒテ病床ニ臨ムニ及ハス
 七 病氣見舞ニ對スル答禮ハ全快ノ後ニ之ヲ爲スヲ例トス
 八 災害見舞ノ際ニハ必要ニ應シテ援助ヲ爲スヘシ
 九 災害ノ見舞ヲ受ケタルトキハ成ルヘク速ニ答禮スヘシ
 一〇 家族ニ不幸アリタルトキハ親戚・知人等ニ對シテ速ニ通知ヲ爲スヘシ
 通知用ノ葉書等ハ其ノ周圍ニ黒框ヲ施シタルモノヲ用フルヲ例トス
 一一 親戚・知人等ノ家ニ不幸アリタルトキハ速ニ弔問ヲ爲スヘシ但シ格別親厚ナラサル間柄ニ在リテハ喪主及其ノ家族ニ面會ヲ求ムルハ宜シカラス
 一二 遠隔ノ地ニ在リテ訃音ニ接シタルトキハ電報若クハ郵便ニ依リテ弔意ヲ表スヘシ
 一三 弔問ニ對スル答禮ハ忌明ノ後之ヲ爲スヘシ
 一四 會葬スルトキハ成ルヘク出棺前ニ其ノ宅ニ到リ氏名ヲ通シテ葬送ヲ爲スヘシ但シ場合ニ依リ其ノ式場ニ到リテ葬儀ニ列スルモ妨ナシ
 一五 會葬ノ際ハ靜肅ヲ旨トシ哀悼ノ態ヲ失ハサルヘシ
 一六 會葬者玉串ヲ捧ケ又ハ燒香ヲ爲ス場合ニハ順次柩前ニ至リテ敬禮シ少シク進ミテ之ヲ行ヒ再敬禮シテ退クヘシ
 一七 會葬ノ際ハ成ルヘク他人ヲ訪問セサルヲ可トス
 一八 會葬ニ對スル答禮ハ成ルヘク速ニ之ヲ爲スヘシ

第十一章 接遇ノ心得

- 一 客室・應接室等ハ常ニ其ノ清潔整頓ニ注意シ且ツ相應ノ裝飾ヲ爲シ置クヲ宜シトス
 - 二 客アリタルトキハ取次ノ者ハ直ニ出テ、敬禮シ先方ノ名刺ヲ受ケ若クハ氏名ヲ聞キ誤ナキヤウニ之ヲ取次クヘシ
 - 三 取次ノ者、客ヲ客室・應接室等ニ案内スルトキハ先ニ立チテ其ノ室ノ入口マテ到リ客ヲシテ先ツ入ラシメ椅子又ハ座布團ヲ進メテ其ノ着席スルヲ俟チ一禮シテ退クヘシ
- 注 意**
- 客ノ着用品携帶品等ハ之ヲ整へ置クヘシ
 - 四 尊長ノ客アリタルトキハ主人自ラ迎ヘテ之ヲ案内シ室ニ入りテ上座ヲ進メ己ハ下座ニ就キテ挨拶ヲ爲スヘシ
 - 五 椅子ニ凭レル場合ニ於テ客ノ入來リタルトキハ起立シテ迎ヘ客ヲ着椅セシメタル後己モ亦着椅スヘシ
 - 六 客ニハ速ニ面接スヘシ故障ノ爲メ面會ヲ爲シ得サル場合・直ニ面接シ難キ場合・及長時ノ談話ヲ爲シ得サル場合等ハ取次ノ者ヲシテ其ノ旨ヲ鄭重ニ告ケシムヘシ
 - 七 平素客ノ取次ヲ爲サシムル者ニハ豫テ接遇上ノ心得ヲ知ラシメ置キ客ニ對シテ不作法ニ涉ルカ如キコトナカラシムヘシ
 - 八 客リ客室等ニ案内セハ冬季ニハ火鉢、夏季ニハ團扇ヲ進ムル等相當ノ注意ヲ爲スヘシ
 - 九 客來中新客アリタルトキハ主人ハ之ニ挨拶ヲ爲シ且ツ便宜客相互ノ引合ヲ爲スヘシ
 - 一〇 客ヲ接遇スルニハ先方ニ第屈ノ感ナカラシムルヤウニ注意スヘシ
 - 一一 客ヲ接遇スル際ハ家人等ニ對シテ怒氣ヲ發セサルヤウニ慎ムヘシ
 - 一二 客アルトキハ家人ハ漫ニ其ノ室ニ入り若クハ高聲ニ談話・叱咤等ヲ爲スヘカラス

第十一章 紹介ノ心得

- 一 經歴・性行等ヲ熟知セサル人ハ輕卒ニ之ヲ他人ニ紹介セサルモノトス
- 二 尊長又ハ婦人ニ對シテ人ヲ紹介セントスルトキハ紹介者ハ豫メ先方ノ承諾ヲ得ヘキモノトス
- 三 紹介狀ハ鄭重ニ之ヲ認メ被紹介者ノ經歴・性行・自己トノ關係・用向等ヲ明白ニ記載スヘキモノトス
- 四 紹介狀ハ開封ノ儘授ヶ若クハ一應讀聞カセテ後授タルヲ通例トス尙鄭重ヲ要スル場合ハ別ニ紹介ノ趣旨ヲ受紹介者ニ通知シ置クヘシ紹介狀ニ代アルニ名刺ヲ以テスルハ略式ナリ
- 五 開封ノ紹介狀ヲ得タルトキハ一應之ヲ披見シ厚ク謝意ヲ述ヘ封シテ先方ニ持參スヘシ
- 六 人ヨリ紹介狀ヲ得タルトキハ成ルヘク速ニ先方ヲ訪問シテ之ヲ出シ都合ヲ聞キタル後更ニ訪問スルヲ禮トス
- 七 受紹介者ハ成ルヘク速ニ被紹介者ニ面接スヘシ

- 八 其ノ場ノ紹介ハ、年少者ヲ年長者ニ、卑者ヲ尊者ニ引合スヲ通例トス但シ紹介ヲ悦ハサル事情アルヲ豫知シタル場合等ハ之ヲ見合スヲ宜トス
- 九 受紹介者多數ナル場合ハ先ツ被紹介者ノ氏名ヲ通シ次ニ受紹介者中地位高キ人ヲ引合セ其ノ他ハ列座ノ順ニ引合スモノトス
- 一〇 人ニ紹介セラレタルトキハ場合ニ依リ名刺ヲ出スコトアルヘシ
先方ノ名刺ヲ受ケタルトキハ答禮トシテ自己モ亦名刺ヲ出スヲ例トス

第十二章 贈答ノ心得

- 一 人ニ物ヲ贈ラントスルトキハ誠意ヲ表スルコトヲ旨トスヘク身分不相應ノ贈物ヲ爲シ若クハ濫ニ之ヲ爲スハ禮ニアラス
- 二 贈物ハ場合ニ應シ慣習ニ從ヒテ其ノ種類數量等ヲ適當ニ選定スヘシ
(イ)贈物ハ成ルヘク自作・手製ノ物品・住居地ノ特產物等ニ就キ先方ノ實用若クハ嗜好ニ應スヘキモノヲ選フヲ宜シトス
- (ロ)災害慰問ノ場合ニ於ケル贈物ハ成ルヘク日用品ヲ可トス
(ハ)寫眞ノ贈答ハ親密ノ間ノ他ハ濫ニ之ヲ爲サムモノトス
- (ニ)花ヲ贈ル場合ニハ其ノ種類等ニ注意スヘキモノトス
- 三 贈物ノ包紙ハ奉書・檀紙・杉原・糊入等ヲ一枚重ネテ用フルヲ正式トス但シ小キ物ハ一枚ヲ二ツ折ニシテ之ヲ包ムモ差支ナシ
贈物ヲ包ムニハ物ヲ紙ノ相當ノ所ニ置キ先ツ左方ヲ折ルヘシ金子及小キ物等ニ在リテハ左

- 右ニ折リタル上更ニ上下ヲ裏ニ折返シテ長方形ト爲スヘシ
- 四 贈物ニハ物ノ大サニ相當シタル水引ヲ掛ク又熨斗ヲ添フルヲ例トス但シ魚鳥類及凶事ノ贈物ニハ熨斗ヲ添ヘサルモノトス
- 五 水引ハ慶事又ハ平常ノ贈物ニハ紅白若クハ紅金ノモノ、凶事ノ贈物ニハ黑白、若クハ白ノモノヲ用ヒ之ヲ掛クルニハ白若クハ金ヲ左ニシテ兩輪ニ結フヘシ但シ婚姻・縁組及凶事ノ場合ニハ結切ニスルモノトス

注 意

- 六 熨斗・水引ハ成ルヘク形ノ完全ナルモノヲ用フヘシ書熨斗・捺熨斗等ハ略式ナリ
贈物ノ表書ハ場合ニ應シ包紙ノ中央上部ニ其ノ品目ヲ記シ、又ハ「粗品」「御禮」「薄儀」「寸志」「御祝」「御年玉」「御歲暮」「御錢別」「土產」「御見舞」「御香典」「御饋前」「御料」等ノ文字ヲ記スルヲ例トス
- 七 自己ノ氏名ヲ記セントスルトキハ先ツ相當ノ挨拶ヲ爲シ物ヲ出シテ後一禮スヘキモノトス
- 八 贈物ハ臺又ハ盆等ニ載セ先方に向ケテ出スヲ例トス
- 九 贈物ヲ進ムルニハ先ツ相當ノ挨拶ヲ爲シ物ヲ出シテ後一禮スヘキモノトス
- 一〇 贈物ヲ受ケルトキハ先ツ鄭重ニ之ヲ受ケ靜ニ上座ニ置キ一禮シテ先方ノ好意ヲ謝スヘキモノトス
贈物ノ紙紗・風呂敷若クハ容器等ヲ返ストキハ婚禮及凶事ノ場合ノ外移紙ヲ入ル、ヲ例トス紙紗・風呂敷ハ之ヲ疊ミ先方ノ器具ニ載セテ返スヘシ

第十四章 集會ノ心得

- 一 總テ集會ニ出席スルトキハ時刻ヲ達フヘカラス。
- 二 準備ヲ要スル集會ノ通知アリタルトキハ成ルヘク速ニ參否ヲ報スヘシ若シ出席ノ旨ヲ通知セシ後出席シ難キ故障ヲ生シタルトキハ速ニ之ヲ通知シテ違約ヲ謝スヘシ
- 三 不參ノ爲メ他人ニ金錢上ノ迷惑ヲ及ホスヘカラス
- 四 出席シタルトキハ諸事係員ノ指揮ニ從フヘク尙豫メ會場ノ設備・集會ノ次第等ヲ心得置クヘシ
- 五 出入・著席ノ際ニハ先ヲ争フコトナク座作・進退ヲ靜ニシ尊長・老幼・婦人・不具者ヲ先ニスヘシ着席・退散ノ際ハ隣席ノ人ニ會釋スヘシ
- 六 席次ノ定メナキ集會ニ於テハ上席ヲ避クルヲ可トス
- 七 屋内ノ集會ニ於テハ帽・外套・襟巻等ヲ着スヘカラス
- 八 講演・演説ノ際ハ靜肅ニシ已ムヲ得サル場合ノ外中座・退出セサルヲ可トス
- 九 集會ノ席上ニ於テハ多數ノ人ノ解シ難キ言語ヲ用ヒ若クハ他人ノ惑惑ヲ惹クカ如キ舉動アルヘカラス

第十五章 通信及交通

第一節 通信ノ心得

- 一 遠隔ノ地ニ在ル親戚・故舊・恩人等ニハ時々書狀ヲ送リテ安否ヲ問ヒ又動靜ヲ報スルヲ宜シトス
- 二 郵便・電信等ニ關スル規定ハ常ニ心得置キ之ニ違犯セサルヘキハ勿論受信者ニ迷惑ヲ及ホサ・ルヤウニ注意スヘシ
- 三 小包郵便・鐵道便・通運便等ニ依リテ物ヲ送ル場合ハ別ニ其ノ品目・數量・發送日時等ヲ記載シタル通知ヲ發已ムヲ得サル場合ノ外ハ尊長ヲ電話口ニ呼出スヘカラス

スヘク其ノ物ノ到達シタルトキ亦速ニ接受ノ通知ヲ爲スヘシ
 四 返信ヲ求ムルニ當リ場合ニ依リテハ返信用ノ切手・葉書等ヲ送ルコトアルヘシ
 五 書狀ハ總テ簡明ヲ旨トシ相當ノ敬語ヲ用ヒ又文字ハ成ルヘク讀ミ易キヤウニ之ヲ認ムヘシ
 六 郵便物其ノ他輸送品ノ包装ハ總テ之ヲ鄭重ニスヘク其ノ表書ハ之ヲ明瞭ニ記スヘシ
 七 已ムヲ得サル場合ノ外ハ尊長ヲ電話口ニ呼出スヘカラス
 八 電話ニハ速ニ自ラ出テ應對ヲ爲スヘシ
 九 電話ハ用談ニ止ムヘク之ヲ終リタルトキハ互ニ挨拶スヘシ

第二節 交通ノ心得

- 一 船車ニ昇降ノ際、又乗車券ヲ求ムル等ノ際ニハ他人ト先ヲ争フヘカラス
- 二 船車ニテ旅行スル場合ハ其ノ船車ノ規則ハ勿論係員ノ指示等ハ誠實ニ之ヲ守ルヘシ
- 三 執務中ノ船車員ニ對シ濫ニ談話ヲ交フヘカラス
- 四 船車ノ待合室・客室等ニ等級アルトキハ其ノ區別ヲ察スヘカラス
- 五 尊長ト船車ニ同乗スルトキハ便宜ノ座位ヲ讓ルコトニ注意スヘシ
- 六 船車中ニ在リテハ謙讓ヲ旨トシ自己ノ言動若クハ携帶品等ノ爲メ同乘者ニ迷惑ヲ及ホサ・ルヤウニ注意スヘシ
- 七 自轉車・人力車・馬車・自動車等ヲ乗用スル場合ハ街路ノ人ニ危険及迷惑ヲ及サ・ルヤウニ十分ノ注意ヲ拂フヘシ若シ事故ノ生シタルトキハ直チニ停止シ相當ノ處分ヲ爲スヘキモノトス道路ハ左側ヲ行クヘシ

第十六章 祝祭日ノ心得

- 一 祝日ニ於ケル學校ノ儀式ハ左ノ順序方式ニ依ルヘシ



- (イ) 職員・生徒入場・一同起立
(ロ) 御影ノ覆物ヲ撤ス、此ノ時職員・生徒一同立禮
(ハ) 「君ヶ代」ノ歌合唱二回
御影ニ對シ奉リテ最敬禮ヲ行フ
(ホ) 勅語奉讀、奉讀ノ始マルト同時ニ上體ヲ少シク前方ニ傾ケ謹ンテ拜聴シ奉讀終リタルトキハ敬禮ヲ行ヒ
了リテ徐ニ原姿勢ニ復ス
(ヘ) 當該祝祭日ノ唱歌合唱
(ト) 御影ニ覆物ヲ爲ス、此ノ時職員生徒一同立禮
祝祭日ニハ特ニ家ノ内外ヲ掃除シ門戸ニ國旗ヲ掲クヘキモノトス
二 祝祭日ニハ家庭ノ神棚ニ對シテ禮拜ヲ爲シ又氏神・產土神等ニ參拜スルヲ宜シトス
三 敬意ヲ表センカ爲メ外國ノ國旗ヲ我カ國旗ト交叉スル場合ハ門外ヨリ見タル右方(則チ旗竿ノ本ハ左方)ニ
我國旗ヲ掲クヘシ
四 吊意ヲ表スル爲メ國旗ヲ掲クル場合ニハ旗竿ノ上部ニ黒色ノ布片ヲ附スヘシ

第十七章 家例及祭忌

- 一 父祖ノ定メタル家例ハ之ヲ尊重スヘシ
二 神棚ニ對シテハ家例ニ從ヒテ禮拜ヲ爲スヘシ
一月一日ニハ夙ニ起キ服装ヲ整ヘ神棚及祖先ノ靈壇ニ對シテ禮拜ヲ爲シ父母・長上ニ新年ノ祝詞ヲ述フヘシ
シ
三 祖先ノ靈壇ニ對シテハ家例ニ從ヒテ萬ク祭祀又ハ法要ヲ營ミ又墓參ヲ爲スヘシ
注 意
墓地ハ其ノ修理・掃除等ニ注意スヘシ
四 家ニ慶凶其ノ他紀念スヘキ事アリタル場合ニハ祖先ノ靈壇ニ對シテ禮拜ヲ爲スヘシ
五 忌服中ハ服忌令ノ精神ヲ體シ謹慎ヲ旨トスヘシ
六 忌服中人ニ對シテハ相當ノ遠慮ヲ爲スヘシ
七 家ニ慶凶其ノ他ノ大事アリタルトキハ之ヲ親戚故舊ニ通知スヘシ

大正九年十二月十七日印刷
大正九年十二月二十日發行 (非賣品)

發行人

東京市本鄉區菊坂町七十番地

發行所

東京市赤坂區葵町三番地

印刷者

東京市京橋區宗十郎町十五番地

印刷所

合資會社東京國文社



終

